

賃貸住宅リフォーム融資（省エネ住宅）のご案内 賃貸住宅リフォーム融資（耐震改修）のご案内

・賃貸住宅リフォーム融資（省エネ住宅）

入居者の健康面に配慮した賃貸住宅の供給を促進することを目的とした、省エネ賃貸住宅をリフォームする資金又は省エネ賃貸住宅とするためにリフォームする資金を対象とする融資です。

・賃貸住宅リフォーム融資（耐震改修）

耐震性能を向上させるための賃貸住宅のリフォーム資金を対象とする融資です。敷地面積及び床面積の制限はありませんので、幅広い賃貸住宅のリフォームに利用できます。

I お申込みの条件

お申込みいただける方	○ 個人又は法人 ※ 詳しくは5ページの「VI 融資に係る条件の詳細について」の「1 お申込みいただける方」をご覧ください。
資金使途	【賃貸住宅リフォーム融資（省エネ住宅）】 ○ 省エネ賃貸住宅をリフォームする資金又は省エネ賃貸住宅とするためにリフォームする資金 【賃貸住宅リフォーム融資（耐震改修）】 ○ 耐震性能を向上させるために賃貸住宅をリフォームする資金
融資の対象となる工事	○ 耐震改修工事、増築工事、改築工事及び修繕等の工事
融資額	○ 融資の対象となる工事費の80%が限度となります（10万円単位）。 ※ 機構の審査の結果、ご希望に添えないことがあります。 ※ 国又は地方公共団体等から工事費に対する補助金等を受ける場合は、当該補助金の相当額を機構の融資額から減額することがあります。 ※ 詳しくは5ページの「VI 融資に係る条件の詳細について」の「2 融資額」をご覧ください。
返済期間	○ 20年以内（1年単位）
融資金利	○ 融資金利は、申込時の金利が適用される全期間固定金利です。 ○ 返済期間（「10年以下」又は「11年以上」）により、融資金利が異なります。 ○ 賃貸住宅リフォーム融資（省エネ住宅）を利用する場合で耐震改修工事を行うときは、賃貸住宅リフォーム融資（耐震改修）を利用する場合の融資金利と同一の融資金利となります。 ※ 融資金利は、毎月見直します。最新の融資金利は、機構ホームページ(https://www.jhf.go.jp/)又は巻末〈お問合せ先・お申込先一覧〉の営業エリアごとの機構窓口でご確認いただけます。
返済方法	○ 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い
担保	○ 融資の対象となる建物及び土地に、機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。ただし、融資額が300万円以下の場合は、抵当権の設定は不要です。 ※ 申込時点で既融資（機構（旧住宅金融公庫を含みます。）からの無担保の融資をいいます。以下同じ。）がある場合で、今回の融資額の合計に既融資の残高を加えた額が300万円を超えるときは、既融資のための抵当権と今回の融資のための抵当権の設定がそれぞれ必要になります。 ※ 土地の権利が普通借地権、一般定期借地権、事業用定期借地権又は建物譲渡特約付借地権の場合は、登記された賃借権に機構のための第1順位の質権を設定していただきます。 ※ 土地の権利が地上権の場合、登記された地上権に機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。 ※ 建物及び土地の評価、収支計画等を審査した結果、融資の対象となる建物及び土地以外に担保を提供していただく場合があります。 ※ 抵当権の設定費用（登録免許税、司法書士報酬等）は、お客さまの負担となります。
保証人	○ 保証能力のある法人又は個人（申込人が法人の場合における当該法人の経営者に限ります。）の連帯保証人をつけていただきます。 ※ 機構による審査の結果、お申込みいただいた連帯保証人をお認めできない場合があります。 ※ 法人を連帯保証人とされる場合は、保証能力のある法人のほか、お申込みの時点で機構が承認している保証機関（7ページを参照）の保証をご利用いただけます（保証機関の保証をご利用の場合は、別途保証料が必要となります。また、保証機関による審査の結果、ご利用いただけない場合があります。）。
火災保険	○ 返済終了までの間、融資の対象となる建物に、損害保険会社等の火災保険又は法律の規定による火災共済を付けていただきます。 ※ 詳しくは6ページの「VII 火災保険」をご覧ください。 ※ 火災保険料は、お客さまの負担となります。
物件検査	○ 適合証明検査機関による工事計画確認及び現場検査を受けていただきます。 ※ 詳しくは、6ページの「VI 融資に係る条件の詳細について」の「6 物件検査について」をご覧ください。 ※ 物件検査手数料は、お客さまの負担となります（物件検査手数料は適合証明検査機関によって異なります。）。
手数料	○ 融資手数料、返済方法変更手数料及び繰上返済手数料は必要ありません。

資金の受取	○ 融資のご契約及び抵当権の設定登記が完了した後の一括交付となります。
申込受付期間	○ お申込みは、申込受付期間内に限ります。 ※ 詳しくは3ページの「IV 申込受付期間等について」の「1 申込受付期間について」をご覧ください。

II リフォーム後の賃貸住宅の要件

リフォーム後の賃貸住宅は、次の要件を満たすことが必要です。

融資種別	賃貸住宅リフォーム融資（省エネ住宅）	賃貸住宅リフォーム融資（耐震改修）
1戸当りの専有面積	原則50㎡以上（注1）	制限なし
住宅の規格及び設備	制限なし	
建物面積	賃貸住宅部分（注2）の延べ面積が200㎡以上であること。	制限なし
敷地面積	165㎡以上	制限なし
戸数	制限なし	
建て方	共同建て、重ね建て又は連続建て	
構造	耐火構造又は準耐火構造	
機構の技術基準	次のいずれかに該当する住宅であること。 ① 断熱等性能等級4の住宅 ② 一次エネルギー消費量等級4以上の住宅	耐震性が不足している住宅について、耐震性を向上させるために次のいずれかに該当する工事を行うこと。 ① 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定める計画の認定を受けた耐震改修の計画に従って行う工事（※1） ※1 地方公共団体から建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める計画の認定を受けて「認定通知書」の交付を受けていただく必要があります。 ② 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）の別添の第一に定める建築物の耐震診断の指針（国土交通大臣が同指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法（※2）を含みます。）による耐震診断の結果に基づき、現行建築基準法相当の水準まで耐震性を向上させる工事 ※2（一財）日本建築防災協会が作成した既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準への適合を確認する方法等があります。 ③ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）の耐震等級を向上させる工事 ④（一財）日本建築防災協会による新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法による耐震診断の結果に基づき、現行建築基準法相当の水準まで耐震性を向上させる工事 ⑤ 2回に分けて実施する段階的な耐震改修工事における1回目の工事で、次の1及び2の要件を満たすもの 1 一定の要件を満たす段階的改修工事として、地方公共団体の助成を受けるもの 2 2回目の工事の完了後において、国の指針（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針の別添）に基づき地震に対して安全な構造となるもの ⑥ 国、地方公共団体等が認めた診断法に基づく住宅の耐震性を向上させる工事で、地方公共団体の耐震改修に関する補助金等（住宅全体のバランスを低下させないことを補助の要件としていることについて機構があらかじめ確認したものに限り。）の対象であるもの
	※ 詳しくは、機構ホームページ(https://www.jhf.go.jp/)でご確認いただけます。	
融資の対象	建物全体のうち、上記「リフォーム後の賃貸住宅の要件」を満たす賃貸住宅のみ	

（注1）例外として、賃貸住宅（機構の技術基準を満たす1戸当たりの専有面積が40㎡以上のもの）に限り、戸数の4分の1までの戸数の住戸については専有面積が40㎡以上50㎡未満であるものも融資の対象とします。また、次の場合は、賃貸住宅（機構の技術基準を満たす1戸当たりの専有面積が40㎡以上のもの）に限り、戸数の2分の1までの住戸については専有面積が40㎡以上50㎡未満であるものも融資の対象となります。

- ① 子育て世帯向け賃貸住宅に係る地方公共団体等の制度（補助制度・認定制度）を利用する場合
- ② 既存建築物の建替えの場合
- ③ 整備改善が必要な市街地の区域内に建設する場合

上記の各割合を超えた場合は、専有面積が50㎡以上の賃貸住宅部分のみが融資の対象となります。

（注2）賃貸住宅部分とは、賃貸住宅リフォーム融資（省エネ住宅）の対象となる住宅の専有部分及び共用部分をいいます。面積の求め方については、6ページ「VI 融資に係る条件の詳細について」の「4 建物面積の求め方」をご覧ください。

Ⅲ 融資手続の流れ



Ⅳ 申込受付期間等について

1 申込受付期間について

令和3年4月1日（木）～ 令和4年3月31日（木）

※ 申込受付期間は、受付の状況によって、年度途中に見直すことがあります。

※ お申込みを辞退された場合は、原則として申込日から1年を経過する日まで同一の事業計画で再度お申込みいただけませんので、ご注意ください。

※ 融資承認日から1年以内に融資の契約を締結できない場合は融資承認を取り消すことがあります。

2 事前相談・申込方法について

(1) 事前相談

リフォームされる賃貸住宅の所在地を管轄する巻末<お問合せ先・お申込先一覧>の営業エリアごとの機構窓口においてFAX等により事前相談を実施しております。申込後の手続に要する期間を短縮することにもつながりますので、ご利用ください。

(2) 申込方法

申込受付期間中に巻末<お問合せ先・お申込先一覧>の営業エリアごとの機構窓口へ直接ご来店の上、お申込みください。

お申込みには所定の借入申込書のほか、必要な添付書類があります。

借入申込書及び必要な添付書類一覧は、巻末<お問合せ先・お申込先一覧>の営業エリアごとの機構窓口で配布しています。

3 お申込みに当たっての注意事項

(1) ご来店について

お申込みの意思と内容について確認させていただきますので、お申込みの際には、原則としてお客さま（申込人、連帯債務者及び連帯保証人）に巻末<お問合せ先・お申込先一覧>の営業エリアごとの機構窓口へ来店していただきます。

また、金銭消費貸借抵当権設定契約及び抵当権設定登記の際には、お客さま（申込人、連帯債務者、連帯保証人及び担保提供者）が必ず取扱金融機関へ来店し、面前で署名・押印をしていただきます。

(2) 取扱金融機関について

契約、資金の受取及び返済の窓口となる取扱金融機関及びその支店をお申込時に決めていただきます。

今回リフォーム融資を申し込む賃貸住宅について、既に機構（旧住宅金融公庫を含みます。）融資を受けて返済中の場合は、現在返済中の取扱金融機関にお申込みください。

金融機関のご希望の支店が、機構の取扱店となっており、融資のお申込みについてお取り扱いできることを、事前に金融機関にご確認ください（特に、賃貸住宅の所在する都道府県とお住まいの都道府県が異なる場合は、ご留意願います。）。

(3) 審査結果について

審査の結果、融資をお断りすること、ご希望の融資額から減額すること又は連帯債務者等の追加等をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。一度お申込みをされますと、申込日から原則として1年を経過する日までは、お申込みのやり直し（辞退して再度のお申込み）はできません。

また、一度融資内容の決定をお知らせした後でも、ご契約までの間にお申込み内容に変更がある場合、融資内容の決定の際に書類の提出等を融資の条件とした場合等は、改めて審査を行います。審査の結果、融資をお断りすること、融資額を減額すること又は連帯債務者等の追加等をお願いすることがあります。

(4) 工事費等の確認について

工事費等が当初の予定を下回った場合、工事費等が値引きされた場合又は国、地方公共団体等から補助金を受ける場合は、改めて審査を行いますので、融資額が減額になることがあります。

なお、領収書の写し等をご提出いただき、工事費等の確認をさせていただきます。

(5) その他

- ・お申込時に融資の条件を満たしている場合であっても、ローンの延滞履歴がある等の返済に懸念がある方についてはご融資のお断りしたり、ご希望の融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・お申込みに当たり、お客さま（申込人、連帯債務者及び連帯保証人）の個人信用情報が機構の加盟する個人信用情報機関又は当該個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関に登録されている場合は、その個人信用情報を機構における審査に利用します。また、融資の内容を機構の加盟する個人信用情報機関に登録します。
- ・反社会的勢力である方からのお申込みは、一切お断りします。また、後日、反社会的勢力であることが判明した場合は、直ちに手続を中止し、ご融資はいたしません。お借入後に反社会的勢力であることが判明した場合は、融資金の残金全額を一括して繰上返済していただきます。

V 融資金利について

1 融資金利は、申込時の金利が適用される全期間固定金利です。

返済期間（「10年以下」又は「11年以上」）により、融資金利が異なります。

融資金利は、毎月見直します。最新の融資金利は、機構ホームページ(<https://www.jhf.go.jp/>)でご確認いただくか、巻末<お問合せ先・お申込先一覧>の営業エリアごとの機構窓口にお問合せください。

2 賃貸住宅リフォーム融資（省エネ住宅）を利用する場合で耐震改修工事を行うときは、耐震改修工事を行わない場合の融資金利から年0.2%程度減じた融資金利となります。耐震改修工事の概要につきましては、巻末<お問合せ先・お申込先一覧>の営業エリアごとの機構窓口にお問合せください。

VI 融資に係る条件の詳細について

1 お申込みいただける方

次の(1)から(6)までの全てに当てはまる必要があります。

- (1) 返済期間を通じて賃貸住宅を適切に経営し、確実なご返済が見込まれる方
- (2) 個人のお申込みの場合で、お客さまの年齢が満 65 歳以上のときは、満 65 歳未満の後継者と連名によりお申込みいただける方
- (3) 法人のお申込みの場合で、機構が必要と認めるときは、法人の代表者と連名によりお申込みいただける方
(注) 法人の代表者（経営者）を連帯債務者とせず融資をご希望される場合は、巻末「お問合せ先・お申込先一覧」の営業エリアごとの機構窓口にお問合せください。なお、審査の結果、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注) 法人及びその法人の代表者の方を連帯債務者とする場合は、金銭消費貸借抵当権設定契約及び抵当権設定登記に当たり、取締役会の承認議事録等をご提出いただくことがあります。
- (4) リフォーム後の賃貸住宅に係る所有権及び土地に係る所有権又は借地権（地上権・賃借権）をお持ちの方（取得される予定の方を含みます。）
- (5) 融資の返済に関し、十分な保証能力のある法人又は個人（法人によるお申込みの場合でその法人の経営者の方に限ります。）の連帯保証人をつけていただける方
なお、法人を連帯保証人とする場合は、十分な保証能力のある法人のほか、お申込みの時点で機構が承認している保証機関（9 ページを参照）をご利用いただけます。
- (6) 個人（日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方）又は法人

2 融資額

「融資の対象となる工事費の 80%」が限度となります（10 万円単位）。融資の対象となる工事費（注 1）とは次の費用です。

建築主体工事費、電気工事費、給排水衛生工事費等の本体工事費及び屋外附帯設備工事費、設計費、工事監理費、その他諸経費（注 2）等

なお、入居者募集・広告費用、仲介手数料、既存抵当権を抹消するために要する費用等は融資の対象外となります。

(注 1) 工事費確認のため、工事完了時には工事費精算報告として工事請負契約書の写し及び融資対象事業費の疎明資料（領収書等（写））をご提出いただきます。詳しくは、3 ページの「Ⅲ 融資手続の流れ」の「リフォーム工事着工」及び「現場検査・工事費精算報告」をご覧ください。

(注 2) 融資保証料、火災保険料又は地震保険料、金銭消費貸借抵当権設定費用（登録免許税及び司法書士報酬を含みます。また、金額が確定しているものに限り。）、金銭消費貸借抵当権設定契約に係る印紙税、民間つなぎ資金の利息・融資手数料等をいいます。ただし、竣工時に金額が未確定な費用は融資対象となりません。

※ 融資の対象となる工事費について、国、地方公共団体等から補助金を受ける場合は、融資額が減額されることがあります。

○参考 融資の対象となる工事費について、国又は地方公共団体から補助金を受ける場合の融資限度額の例

(融資限度額の計算例)	
融資対象工事費：1,000 万円	補助金：255 万円
融資対象工事費 1,000 万円 × 80%	= 800 万円
融資対象工事費 1,000 万円 - 補助金 255 万円	= 745 万円
いずれか低い額 = 740 万円	
融資額の限度（10 万円未満切捨て）	

※ 収支計画等を審査した結果、融資額がご希望どおりの金額とならない場合があります。

3 技術基準の概要

融資の対象となる住宅は、次の(1)又は(2)のいずれかとなります。

(1) 耐火構造の住宅

主要構造部（壁、柱、床、屋根等）を鉄筋コンクリート等の耐火構造とする住宅をいいます。性能耐火建築物にあっては、機構の定める一定の耐久性基準に適合するものに限り。ます。

(2) 準耐火構造の住宅

主要構造部を建築基準法上の準耐火構造とする住宅又は機構が定める防火性能（省令準耐火構造）を備えた住宅をいいます。

4 建物面積の求め方

(1) 各住戸の専有面積

専有面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とします。

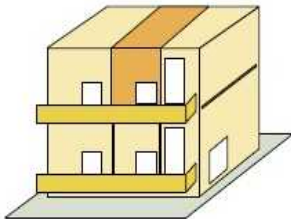
(2) 住宅部分の延べ面積

共同建て (※)	連続建て・重ね建て
各住戸の専有面積の合計×1.13 (地上階数5以下の建物の場合) ×1.31 (地上階数6以上の建物の場合)	各住戸の専有面積の合計×1.00

※ 共同建ての場合は、上記のほか、実測によることができます。

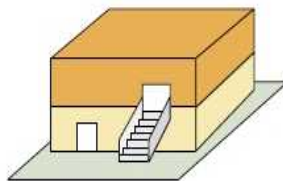
※ 入居者の方が使用するために設置されたものは、入居者以外の方が使用する場合であっても、入居者の居住の用の共用部分とします。詳しくは、巻末<お問合せ先・お申込先一覧>の営業エリアごとの機構窓口にお問合せください。

5 建て方



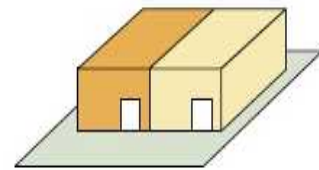
共同建て

2戸以上の住宅が廊下、階段、ホール等を共用する建物



重ね建て

廊下、階段、ホール等を専用で使用する住宅を2戸以上重ねる建物



連続建て

廊下、階段、ホール等を専用で使用する住宅を2戸以上連続させる建物

6 物件検査について

融資を利用してリフォームされる賃貸住宅が機構の定める技術基準に適合していることについて、適合証明検査機関(※1)による工事計画確認(※2)及び現場検査(※3)を受けていただきます。工事計画確認の後「賃貸住宅リフォーム工事計画確認に関する通知書」が交付され、現場検査に合格すると、「適合証明書」が交付されますので、巻末<お問合せ先・お申込先一覧>の営業エリアごとの機構窓口にご提出ください。

なお、物件検査手数料は、お客さま負担となります(物件検査手数料は適合証明検査機関によって異なります。)

※1 適合証明検査機関とは、機構と適合証明業務の協定を締結している指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関をいいます。

※2 工事計画確認とは、融資の対象となる工事であることを設計図書等により確認することをいいます。

※3 現場検査とは、工事が完了(竣工)した段階で、工事計画どおりに工事を実施していることを現地で検査することをいいます。

Ⅶ 火災保険

返済終了までの間、融資住宅等に、次の要件を満たす火災保険を付けていただきます。

※火災保険料は、お客さま負担となります。

【現在ご契約されている火災保険等がある場合】

現在ご契約されている火災保険等を保険契約の満期まで融資住宅に引き継ぐことができる場合がありますので、取扱金融機関にご相談ください。

火災保険の要件	
1 契約者	融資の申込人又は建物の担保提供者であること。
2 種類	損害保険会社等が扱う火災保険又は法律の規定による火災共済であること。 【法律の規定による火災共済の具体例】 JA共済、JF共済、全労済、都道府県民共済、CO・OP共済
3 補償対象	建物の火災(地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災を除きます。)による損害を補償対象としていること。
4 保険金額	機構の総借入額以上であること。ただし、機構の総借入額が融資住宅等の評価額を超える場合は、保険金額が融資住宅等の評価額と同額であること。 ※ 付保割合条件付実損払特約条項付きの火災保険を付保する場合は、機構の総借入額を下回る保険金額でも差し支えありません。
5 付保の継続	返済終了までの間、継続して火災保険の付保が必要です。

なお、火災保険に係る具体的な商品内容に関しては、その保険又は共済を取り扱っている各保険会社、各共済組合等にお問合せください。

保証機関について

機構が承認している保証機関

令和3年4月現在、機構が承認している保証機関は、次のとおりです。保証機関の保証をご利用される場合は別途保証料が必要になります。

詳しい保証内容などは、各保証機関のホームページをご覧ください。

(一財)住宅改良開発公社 (<https://www.kairyokousya.or.jp/>)

(一財)首都圏不燃建築公社 (<https://www.funenkosya.or.jp>)

プライバシーポリシー（個人情報保護方針要約）

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）は、高度情報通信社会における個人情報の保護及び適切な管理の重要性を深く認識し、保有する個人情報を適切に取り扱うこととし、個人情報の保護に関する法令その他の諸規範を遵守するとともに、以下に掲げる方針に従い、個人の権利利益の保護のために誠実かつ積極的に取り組みます。

1 個人情報の適正取得

- (1) 機構は、氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、資産、年収、勤務先、家族構成、健康状態、金融機関からの借入状況その他のお客さまに関する個人情報を、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得します。
- (2) 機構は、次のような方法により個人情報を取得する場合があります。

【個人情報の取得の例】

- ・商品の申込書等お客さまにご記入、ご提出いただいた書類等により提供される場合
- ・個人信用情報機関等から提供される場合
- ・金融機関等の業務委託先から提供される場合
- ・新聞、市販の書籍、インターネット等で公表された情報を利用する場合

2 個人情報の利用目的

- (1) 機構は、保有する個人情報を、事前審査依頼時にご提出いただく「事前審査依頼書兼委任状兼個人情報の取扱いに関する同意書」又は借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載する利用目的その他取得の際に示した利用目的の範囲内で、かつ、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。
- (2) お客さまからのお電話によるお問合せ等については、正確なご回答及びサービスの質の向上のために、通話内容の録音及びナンバー・ディスプレイを利用した電話番号の記録をさせていただくことがあります。
- (3) お客さまがダイレクトメールの送付等による商品やサービスのご案内・ご提案の中止を希望される場合は、機構にご連絡ください。

3 安全確保の措置

機構は、保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理（以下「個人情報の安全確保」といいます。）のために必要な措置を講じます。

機構は、役員及び職員（再雇用職員、派遣職員、嘱託職員及び臨時職員を含みます。以下同じ。）に対し個人情報の安全確保に関する研修を実施し、日常の業務において個人情報を適切に取り扱うことを徹底します。

機構は、個人情報の保護に関する諸規定を整備し、それを遵守するとともに、継続して当該諸規定を見直し、改善します。

4 役員及び職員の義務

次の(1)及び(2)に掲げる者は、機構の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しません。

- (1) 機構の役員及び職員又はこれらの職にあった者
- (2) 機構から個人情報を取り扱う業務の委託を受け、その委託業務に従事している者又は従事していた者

5 委託先の選定及び監督

- (1) 機構は、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を委託する場合は、委託先において個人情報の安全確保の措置及び体制の整備が図られていることを判断するため委託先の選定基準を策定し、当該基準を満たしている者に対してのみ委託するものとします。また、機構は、個人情報の安全確保の措置等を徹底することを委託契約に明記するとともに、委託先を監督し、委託契約の内容が遵守されているかを定期的に確認します。

- (2) 機構は、業務の一部を外部委託しており、外部委託先に個人情報を取り扱わせる業務としては、次のようなものがあります。

【委託している業務の例】

- ・保有する債権の管理・回収に関する業務
- ・情報システムの運用・保守に関する業務
- ・お客さまに送付させていただくための書類の印刷・発送業務

6 個人情報の第三者への提供の制限

機構は、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合を除き、お客さまから取得した個人情報を第三者に提供することはありません。

- (1) 法令に基づく場合で必要と判断されるとき。
- (2) お客さまの同意があるとき又はお客さまに提供するとき。
- (3) 行政機関、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有する個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供した個人情報を利用し、かつ、利用することについて相当な理由があるとき。
- (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために必要と判断されるとき。
- (5) 明らかにお客さまの利益になると判断されるとき。
- (6) その他保有する個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

ただし、機構は事前審査依頼時にご提出いただく「事前審査依頼書兼委任状兼個人情報の取扱いに関する同意書」又は借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載する第三者に対して業務の遂行上保有する個人情報を提供することがあります。提供に当たっては、当該第三者に対し、提供した個人情報の利用の目的及び方法を制限し、個人情報の安全確保の措置を講ずることを求めます。また、機構が業務の遂行上経常的に提供する個人情報の内容、提供先の第三者における個人情報の利用目的等を、機構のホームページ上に公表します。

7 個人情報ファイル簿の作成及び公表

機構が保有している個人情報ファイルについては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の規定により、個人情報ファイル簿を作成し、機構のホームページ上及び9のお問合せ窓口において公表します。

8 個人情報の開示、訂正及び利用停止

機構が保有する個人情報について、開示、訂正及び利用停止の請求があった場合は、請求者がお客さま本人であることを確認した上で、特別な理由のない限り速やかに対応します。請求の手続及び開示に係る手数料の額は、機構のホームページ上に公表します。

9 お問合せ窓口（個人情報保護窓口）

- (1) 機構の店頭（事前審査依頼時にご提出いただく「事前審査依頼書兼委任状兼個人情報の取扱いに関する同意書」又は借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」をご覧ください。）
- (2) 機構のホームページ（<https://www.jhf.go.jp/>）

お問合せ先・お申込先一覧

機 構 窓 口	営 業 エ リ ア	所 在 地	連 絡 先
北海道支店 まちづくり業務グループ	北海道	〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西 13丁目3番地13	011-261-8305
東北支店 まちづくり業務グループ	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	〒980-0812 宮城県仙台市青葉区片平 1-3-18	022-227-5036
地域業務第一部 まちづくり業務グループ	東京都、神奈川県、千葉県、 茨城県、山梨県、静岡県	〒112-8570 東京都文京区後楽 1-4-10	03-5800-8468
地域業務第二部 まちづくり業務グループ	埼玉県、栃木県、群馬県、 新潟県、長野県	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木 町 1-11-20 大宮 JP ビルデ ィング 11 階	048-650-2204
東海支店 まちづくり業務グループ	岐阜県、愛知県、三重県	〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3 丁目23番20号 HF桜通ビル ディング7階	052-971-6903
近畿支店 まちづくり業務グループ	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県、 富山県、石川県、福井県、 徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	〒541-8546 大阪府大阪市中央区南本町 4 丁目 5 番 20 号	06-6281-9266
中国支店 まちづくり業務グループ	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	〒730-0011 広島県広島市中区基町 8 番 3 号	082-221-8653
九州支店 まちづくり業務グループ	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	〒812-8735 福岡県福岡市博多区博多駅前 3-25-21 博多駅前ビジネス センター6階	092-233-1509

※ お問合せ・お申込みは機構窓口へお願いします。

※ 営業時間 毎日9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除きます。）

【機構ホームページアドレス】 <https://www.jhf.go.jp/>